

令和6年度山形県水素エネルギー実証モデル検討業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和6年度山形県水素エネルギー実証モデル検討業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 目的

本県では、令和2年8月に2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言し、「第4次山形県環境計画」及び「カーボンニュートラルやまがたアクションプラン」に基づき、カーボンニュートラル実現に向けた取組みを推進している。

こうした中、利用時に二酸化炭素を排出せず、カーボンニュートラル実現の一翼を担うエネルギーとして期待される水素エネルギーの利活用を推進していくため、本県の目指すべき姿や取組みの方向性を示す「山形県水素ビジョン」を令和6年3月に策定。本ビジョンでは、「本県の豊富な地域資源を活用した水素の製造・利活用」を取組みの柱の一つに掲げているところであり、そのためにも様々な実証事業にチャレンジしていくこととしている。

本業務は、県内における水素実証事業の将来的な展開に向けた実証モデルの立案及び利活用の機運醸成を図ることを目的とする。

4 業務内容

本業務の内容は、以下の業務及びこれらに付随する業務とする。

(1) 県内の水素需要家候補の調査

実証モデルの立案に先立ち、県内の水素需要を調査する。

ア 調査内容

- ・ 県内の産業、民生、モビリティ分野等の利用形態に沿った水素の需要家候補の調査を実施すること。

イ 調査方法

- ・ 県内企業等へのヒアリングを基本とし、その他適切な調査方法により実施すること。

ウ 調査報告書のとりまとめ

- ・ 調査結果を調査報告書としてとりまとめ、県に提出すること。

エ その他

- ・ 受託者は当該調査に係る一切の業務を行うこと。
- ・ 本調査は4（2）の前提となる調査であることに留意し、必要な調査日程を確保すること。

(2) 水素実証モデル案の検討

県内における実証事業の将来的な展開に向け、酒田港や地域新電力などの本県の特色を活かした実証モデル案を検討する。

ア 実証モデル案の内容

- ・ 検討する実証モデル案は、以下の内容を満たすものとする。
 - (ア) 山形県水素ビジョンで示す本県の特色を活かし、将来的に産業分野、運輸分野、家庭分野のいずれかの分野での社会実装を見据えた内容であること。
 - (イ) 将来的に県内で実現可能性の見込みがある内容であること。
 - (ウ) 上記4（1）の調査結果及び山形県水素ビジョンの内容を踏まえた内容であること。

イ アドバイザーの委嘱

- ・ 実証モデル案の検討にあたり、県と協議の上、水素エネルギーに関する専門性を備えた有識者をアドバイザーとして委嘱すること。アドバイザーの委嘱に係る経費は当該アドバイザーとその額を調整のうえ、委託料の中から支出すること。

ウ 検討結果のとりまとめ

- ・ 実証モデル案の検討結果報告書としてとりまとめ、県に提出すること。立案件数は3件以上とし、アドバイザーとの協議を経たうえでとりまとめること。

(3) 水素普及啓発用パネルの作成

水素エネルギーに対する県民（子どもから大人まで）や県内事業者の理解を促進するとともに、利活用に向けた機運醸成を図ることを目的として、水素の普及啓発用パネルを作成する。

ア 基本仕様

- ・ A1サイズ 片面フルカラー印刷 5枚以上
- ・ アルミフレーム加工を含む。吊り下げやパネルスタンド等による掲示ができるようにすること。

イ パネルデザイン

- ・ パネルの内容については、イラストや画像等を用いることとし、事前に発注者と協議のうえ決定すること。デザインは校正を3回程度実施し、発注者の承諾を得たうえで印刷すること。
- ・ イラストや画像等を利用する場合には、著作権等に留意し、追加費用等が生じないものであること。なお、山形県水素ビジョンに掲載されているイラストを用いる場合は、発注者から提供することとする。
- ・ デザインを第三者に委託する場合、その経費は委託料から支出すること。

5 成果品の提出等

(1) 成果品

- ア 水素需要調査・実証モデル案報告書
製本 2部（公表用：1部 提出用：1部）
電子データ 1部（CD-R）
- イ 水素普及啓発用パネル
パネル 5枚以上
電子データ 1部（CD-R）

電子データは Microsoft Office で作成し、発注者において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。報告書は本書のほか概要版についても作成すること。なお、提出前に発注者に内容確認を行うこと。

(2) 提出期限

- ア 水素普及啓発用パネル
令和6年10月11日（金）
- イ 水素需要調査・実証モデル案報告書
令和7年3月31日（月）

(3) 提出場所

山形県環境エネルギー部環境企画課カーボンニュートラル・GX戦略室

5 成果品の帰属関係等

- (1) 本業務は、著作権法（昭和45年法律第48号）に問題が生じないよう配慮すること。
- (2) 検討の内容は、第三者に漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。
- (3) 本業務により新たに発生した著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。
- (4) 本業務により新たに発生した著作権は、すべて発注者に帰属するものとする。
- (5) 本業務の実施による成果品は、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納品すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、発注者は責任を負わない。

6 業務完了報告書の作成

委託業務が完了したときには、速やかに業務完了報告書を作成し、提出すること。

7 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いを適正に行い、各種関係法令を遵守すること。

- (2) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
- ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない(パネルデザインを除く)。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (4) 本業務を実施するにあたり、事故や運営上の問題等が発生した場合は、速やかに県に報告すること。
- (5) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (6) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年保存しなければならない。
- (7) この仕様書に記載のない事項については、県と受託者が協議のうえ定める。